

[事案 17-29] 障害給付金請求

- ・平成 18 年 1 月 18 日 裁定申立受理
- ・平成 18 年 4 月 6 日 裁定申立取下げ

< 事案の概要 >

障害給付金の支払いを求めた裁定申立てであったが、保険会社から支払う旨通知があり、申立人より「裁定申立取下げ」の届出がされ、終了したものの。

< 申立人の主張 >

平成 15 年 8 月 22 日の交通事故により全身を打撲（頸部捻挫、腰背部打撲挫傷）により入院し、その後通院加療し 16 年 8 月 31 日に症状（脊柱障害）が固定に至ったため、傷害特約に基づく障害給付金を請求したが、症状を他覚的に説明し得る所見が認められない、上記交通事故を直接の原因とするものかどうか不明である、今後改善される見込みが全くないものと判断することが出来ない、事故日から 180 日以内に支払対象の障害状態になりかつその状態が継続していたとは確認できない、ことを理由に 16 年 12 月 21 日付で不払決定の通知を受けた。

1 年後の 17 年 10 月 12 日、あらためて医師の診査を受け、「以前と改善していないし、今後も改善する可能性は少ない」との診断が出たので、再度、障害給付金を請求したところ、やはり症状を他覚的に説明し得る所見が認められないとの理由で不払決定の通知が届いたが、納得できない。

< 裁定の概要 >

裁定申立書を保険会社に送付したところ、保険会社より「検討を重ねた結果、約款規定の障害等級第 5 級 36 号の障害（脊柱に運動障害を永久に残すもの）に該当するものと判断し、障害給付金を支払う」旨通知があったため、申立人より裁定申立てを取り下げる旨の書面の提出があり、終了した。